

**出荷制限指示後の管理の考え方**  
**－原木しいたけ（露地栽培）－**

原木しいたけ（露地栽培）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

**1 制限区域の市町村からの出荷防止対策**

**(1) 生産者対策**

県は、既に出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市、大崎市、登米市、東松島市、仙台市、名取市、加美町、川崎町、大和町、富谷町に加え、色麻町の協力を得て、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市、大崎市、登米市、東松島市、仙台市、名取市、加美町、川崎町、大和町、富谷町、色麻町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

**(2) 流通対策**

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市、大崎市、登米市、東松島市、仙台市、名取市、加美町、川崎町、大和町、富谷町、色麻町産の原木しいたけ（露地栽培）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（原木露地栽培、原木施設栽培、菌床栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市、大崎市、登米市、東松島市、仙台市、名取市、加美町、川崎町、大和町、富谷町、色麻町産の原木しいたけ（露地栽培）が販売されていないかを確認する。

**2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策**

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される原木しいたけ（露地栽培）については、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

## 出荷制限指示後の管理の考え方 —くさそてつ（ごみ）—

くさそてつ（ごみ）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

### 1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

#### （１）生産者対策

県は、既に出荷制限が指示された栗原市、大崎市、加美町に加えて気仙沼市の協力を得て、くさそてつ（ごみ）の出荷制限が指示された栗原市、大崎市、加美町、気仙沼市の生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

#### （２）流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された栗原市、大崎市、加美町、気仙沼市産のくさそてつ（ごみ）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、栗原市、大崎市、加美町、気仙沼市産のくさそてつ（ごみ）が販売されていないかを確認する。

### 2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるくさそてつ（ごみ）については、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

## 出荷制限指示後の管理の考え方 —こしあぶら—

こしあぶらの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

### 1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

#### (1) 生産者対策

県は、既に出荷制限が指示された栗原市、登米市に加え大崎市、南三陸町の協力を得て、こしあぶらの出荷制限が指示された栗原市、登米市、大崎市、南三陸町の生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

#### (2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された栗原市、登米市、大崎市、南三陸町産のこしあぶらを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、栗原市、登米市、大崎市、南三陸町産のこしあぶらが販売されていないかを確認する。

### 2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるこしあぶらについては、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。